

埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金交付要綱

制 定 平成15年 5月 1日決裁
最終改正 令和 8年 6月16日決裁

(目的)

- 第1条 この要綱は、埼玉県（以下「県」という。）が行う高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）及び高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）交付要綱（令和8年4月15日文部科学大臣決定）に基づく補助金（以下「新修学支援金」という。）の支給のほかに、県内の私立小学校、私立中学校、私立中等教育学校、私立高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）、私立特別支援学校（高等部及び専攻科に限る。以下同じ。）及び私立専修学校（法第2条第5号に規定する専修学校のうち、修業年限が3年以上の高等課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）（以下「私立高等学校等」という。）の設置者が、当該私立高等学校等に在学する児童又は生徒の保護者の経済的負担の軽減と生徒の修学促進を図るため、授業料、施設費等納付金及び入学金（以下「授業料等」という。）の軽減事業を実施した場合に、県が予算の範囲内において当該設置者に対して補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 私立特別支援学校専攻科に係る授業料等の軽減について、授業料債権そのものを減じる授業料減免事業は補助対象とならない。

(定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生徒 県内の私立高等学校等に在学している児童又は生徒をいう。ただし、就学支援金、新修学支援金及び専攻科の生徒への修学支援の対象校における授業料の軽減事業については、いずれかの受給資格の認定を受けた者に限る。
 - (2) 保護者 県内の私立高等学校等に在学している生徒の保護者（法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）をいう。
 - (3) 世帯 県内の私立高等学校等に在学している生徒及びその保護者をいう。

(補助対象事業)

- 第3条 補助の対象となる事業は、設置者が実施する軽減事業のうち、次の各号のいずれかに該当する私立高等学校、私立中等教育学校（後期課程）、私立特別支援学校又は私立専修学校に在学している生徒及び第1号又は第4号に該当する私立小学校、私立中学校又は私立中等教育学校（前期課程）に在学している生徒の授業料等を軽減する事業（以下「事業」という。）とする。ただし、設置者が軽減の対象とする生徒及びその保護者は、原則として県内に住所を有することを要する。
- (1) 保護者の死亡、傷病、失職又は離婚等により家計が急変して、授業料等の納入が困難となった者
 - (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護又は同法に準じた取扱いにより実施される外国籍への生活保護を受けている世帯に属する者
 - (3) 世帯の所得が別に定める判定額未満であり、授業料等の納入が困難である者
 - (4) 災害により、保護者の住家等の建物、土地、家財その他の生産手段となる物件が滅失し、又は毀損し、授業料等の納入が困難となった者

- 2 前項第1号の規定においては、第2条第1号後段のただし書の規定にかかわらず就学支援金及び新修学支援金の対象校の生徒であって就学支援金又は新修学支援金を受給していない者も対象とする。
- 3 私立特別支援学校専攻科に在学する生徒に係る補助事業は、前2項に加え、別に定める要件を満たした生徒の授業料等を軽減する事業を対象とする。

(補助額)

- 第4条 補助の対象となる経費は、設置者が事業に要する経費とする。当該経費に対する補助額は、別に定める生徒1人当たりの補助額（年額）（以下「年度単価」という。）に当該事業の対象となる生徒の数を乗じて得た額を上限とする。
- 2 生徒が設置者に納める授業料等が年度単価に満たないときは、当該生徒が設置者に納める授業料等の額を限度として補助する。
 - 3 当該事業の対象となる生徒が次の各号の一に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、その生徒に係る補助額は、各号に定める額とする。ただし、別に定める理由があるときは、この限りではない。
 - (1) 当該年度途中で前条各号の一に該当することとなったとき
前条各号毎に、年度単価（前項の場合は、生徒が設置者に納める授業料等の額）に軽減の対象となる月数（授業料等の負担が生じない月を除く）を乗じて得た額を12で除した額を合計した額（10円未満の端数は切り捨てる）。
 - (2) 当該年度途中で退学や休学等により、授業料等の軽減を必要としなくなったとき
年度単価（前項の場合は、生徒が設置者に納める授業料等の額）に軽減の対象となる月数（授業料等の負担が生じない月を除く）を乗じて得た額を12で除した額（10円未満の端数は切り捨てる）。
 - 4 生徒が県以外の地方公共団体で実施する授業料等軽減事業（学資金の貸与事業は除く）により補助を受けている場合は、県で定める年度単価と補助を受けている額の差額を補助額とする。
 - 5 設置者が実施する当該事業の他に、生徒が設置者に納める授業料等の減免（設置者から奨学資金が支給されることにより、生徒が設置者に納める授業料等の額が減少するものを含む。）を受けている場合は、当該減免を受けた結果、当該生徒が設置者に納める授業料等の額を限度として補助する。

(設置者の徴する書類)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、学校が定める様式により生徒から父母負担軽減事業補助金交付申請書を提出させるものとする。
- 2 前項の父母負担軽減事業補助金交付申請書には、所定事項記載書類に定める書類を添付させるものとする。

(交付の申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする設置者は、様式第1号の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、別に定める申請期間内に知事に提出するものとする。
- (1) 事業計画書（別紙1）
 - (2) 申請者一覧表
 - (3) 収支予算書
 - (4) 授業料等軽減（減免）に関する規程
 - (5) 前条第2項に定める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 知事は、前条に規定する交付申請書及び添付書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、様式第2号の交付決定通知書により設置者に通知するものとする。

2 設置者は知事から交付決定の通知を受領した後に、申請書を提出した生徒の保護者に対して、設置者が定める様式により軽減の決定を通知しなければならない。

(補助金の支払)

第8条 設置者は、前条の規定により受領した交付決定通知書に基づき、様式第3号の県費補助金請求書を、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項に規定する県費補助金請求書を受領した後、概算払又は精算払により設置者に補助金を支払うものとする。

(状況報告及び変更承認の申請等)

第9条 知事は、補助金の交付の決定を受けた設置者に対し、事業の遂行の状況について、書面により報告を求めることができる。

2 設置者は補助金の交付決定に係る事業を変更、中止又は廃止しようとするときは知事の承認を受けなければならない。

3 前項の知事の承認を受けようとする場合は、様式第4号の変更等承認申請書を提出しなければならない。

4 知事は、前項の変更等承認申請書に基づき、変更を承認する場合は、様式第5号の変更交付決定通知書により設置者に通知するものとする。

(実績報告書の提出等)

第10条 設置者は補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は補助年度の3月31日のいずれか早い期日までに、様式第6号の実績報告書(別紙1を添付したもの)を、知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかについて、書面により又は実地により調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、様式第7号の確定通知書により、設置者に対してその旨を通知するものとする。

(決定の取消)

第12条 知事は、補助金の交付を受けた設置者が、次の各号の一に該当すると認められるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) この事業の目的を達成することが困難であると認められるとき

(補助金の返還)

第13条 知事は、第11条の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

2 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交

付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第14条 前条第2項の規定により補助金の返還を命じたときは、補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した加算金を当該補助金に加えた金額を納付させるものとする。ただし、加算金が1,000円未満であるときはこれを支払うことを要しない。
- 2 補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。ただし、延滞金が1,000円未満の場合及びやむをえない事情により延滞金が生じた場合は、延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 3 前項のやむをえない事情により延滞金を免除するためには、設置者は、返還を遅延させないためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由などを記載した理由書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

- 第15条 補助金の交付を受けた設置者は、事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(帳簿及び証拠書類の提出)

- 第16条 知事は、必要があるときは、設置者に対し、前条に規定する帳簿及び証拠書類の提出を求めることができる。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第17条 補助事業者は、別紙3記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

- 第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県私立高等学校等父母負担軽減補助金交付要綱(平成14年7月23日決裁)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年度の補助金から適用する。
- 2 就学支援金の支給に伴い、別に定める経過措置を実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年度の補助金から適用する。
- 2 埼玉県私立高等専修学校授業料軽減事業補助金交付要綱（昭和 59 年 11 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 30 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年度の補助金から適用する。

令和 年度埼玉県私立高等学校等
父母負担軽減事業補助金交付申請書

（ 文 書 番 号 ）
令和 年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

所 在 地

設 置 者

代 表 者

下記により、令和 年度埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 4 0 年埼玉県規則第 1 5 号）第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 総括表

交付申請額 金 円

（内訳）

学 校 名	授業料補助額	施設費等 納付金補助額	入学金補助額	合 計
合計 校	円	円	円	円

2 添付書類

- （1）事業計画書（別紙 1） （2）申請者一覧表
（3）授業料等軽減（減免）に関する規程
（4）その他別に定める書類

事業（計画書・実績書）

設置者	
学校名	

		補助区分	対象者数（人）	補助額（円）	備 考
授業料	※1	家計急変世帯			
		生活保護世帯			
	※2	家計急変世帯			
		生活保護世帯			
		基 準 A			
		基 準 B			
		基 準 C			
		基 準 D			
		合 計			
施設費等納付金	※1	家計急変世帯			
		生活保護世帯			
		基 準 ①			
	※2	家計急変世帯			
		生活保護世帯			
		基 準 A			
		合 計			
入学金	※1	家計急変世帯			
		生活保護世帯			
		基 準 ①			
		基 準 ②			
	※2	家計急変世帯			
		生活保護世帯			
		基 準 A			
		基 準 B			
		基 準 C			
		合 計			

※1 就学支援金新制度対象者について記載すること

※2 就学支援金経過措置及び新修学支援金対象者について記載すること

補助額合計

合計

円

※ 補助区分の要件については、別に定める

変 更 事 業 計 画 書

設 置 者	
学 校 名	

		補助区分	変更（追加分）の 対象者数（人）	変更（追加分）の 補助額（円）	備 考
授業料	※ 1	家計急変世帯			
		生活保護世帯			
	※ 2	家計急変世帯			
		生活保護世帯			
		基 準 A			
		基 準 B			
		基 準 C			
		基 準 D			
		合 計			
施設費等納付金	※ 1	家計急変世帯			
		生活保護世帯			
		基 準 ①			
	※ 2	家計急変世帯			
		生活保護世帯			
		基 準 A			
		合 計			
入学金	※ 1	家計急変世帯			
		生活保護世帯			
		基 準 ①			
		基 準 ②			
	※ 2	家計急変世帯			
		生活保護世帯			
		基 準 A			
		基 準 B			
		基 準 C			
		合 計			

※ 1 就学支援金新制度対象者について記載すること

※ 2 就学支援金経過措置及び新修学支援金対象者について記載すること

変更（追加）分の補助額合計

合計

円

※ 補助区分の要件については、別に定める

令和 年度埼玉県私立高等学校等
父母負担軽減事業補助金交付決定通知書

学 事 第 号
令和 年 月 日

学校法人 理事長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け申請のあった令和 年度埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第5条の規定により、下記のとおり交付します。

記

1 交付金額 金 円
 内訳

2 支払方法

3 交付の条件

- （1）当該交付決定のあった事業が、次の各号のいずれかに該当する場合にはあらかじめ知事の承認を受けてください。
- ア 新規に授業料・施設費等納付金・入学金の軽減を必要とする者が生じたとき。
- イ 授業料・施設費等納付金・入学金の軽減額の変更を必要とする者が生じたとき。
- ウ 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- （2）補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則、埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金交付要綱等に従ってください。
- （3）補助事業者は、個人情報の保護に細心の注意を払うとともに、個人情報の適正な管理に努めてください。

県費補助金（概算払・精算払）請求書

金 円也

ただし、令和 年度埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金として

内 訳	交 付 決 定 額	金	円
	既 交 付 額	金	円
	今 回 請 求 額	金	円
	残 額	金	円

上記の金額を支払われたく、請求します。

令和 年 月 日

埼玉県知事 様

所 在 地
設 置 者
代 表 者

下記の銀行（信用金庫・信用組合）預金口座に振替えて下さい			
区	銀行・信用金庫 支店 ・信用組合		
分	普通 No.	当座 No.	
債権者登録の 相手方コード			
名	漢字		
義	フリガナ		

- ※ 口座番号、口座名義は、通帳等を確認して正確に記入してください。
- ※ 振込口座に変更があった場合は、学事課宛てに御連絡ください。

令和 年度埼玉県私立高等学校等
父母負担軽減事業補助金変更等承認申請書

（ 文 書 番 号 ）
令和 年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

所 在 地
設 置 者
代 表 者

令和 年 月 日付け学事第 号をもって交付決定のあった令和 年度
埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金を下記のとおり変更（中止・廃止）したい
ので申請します。

記

- 1 変更交付申請額 金 円
既交付決定額 金 円
変更増減額 金 円

内 訳	申請済みの 学 校 名	変更等承認 申 請 額	既 交 付 決 定 額	変更増減額
合 計	校	円	円	円

- 2 添付書類
- （1）変更（中止・廃止）理由書（様式任意）
 - （2）変更事業計画書（別紙2）
 - （3）父母負担軽減者一覧
 - （4）埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金交付決定通知書（写し）
 - （5）変更前の交付申請書及び事業計画書の写し
 - （6）その他別に定める書類

令和 年度埼玉県私立高等学校等
父母負担軽減事業補助金変更交付決定通知書

学 事 第 号
令和 年 月 日

学校法人 理事長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け学事第 号で交付決定した令和 年度埼玉県私立
高等学校等父母負担軽減事業補助金については、令和 年 月 日付け変更等承
認申請に基づき、既交付決定額を下記のとおり変更し、交付します。

記

1	変更交付決定額	金	円
	既 交 付 決 定 額	金	円
	変 更 増 減 額	金	円

2 支払方法

3 交付の条件

- （1）当該交付決定のあった事業が、次の各号のいずれかに該当する場合にはあらかじめ知事の承認を受けてください。
- ア 新規に授業料・施設費等納付金・入学金の軽減を必要とする者が生じたとき。
- イ 授業料・施設費等納付金・入学金の軽減額の変更を必要とする者が生じたとき。
- ウ 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- （2）補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則、埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金交付要綱等に従ってください。
- （3）補助事業者は、個人情報の保護に細心の注意を払うとともに、個人情報の適正な管理に努めてください。

令和 年度埼玉県私立高等学校等
父母負担軽減事業補助金実績報告書

（ 文 書 番 号 ）
令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所 在 地
設 置 者
代 表 者

令和 年 月 日付け学事第 号で補助金の交付決定を受けた令和 年度埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業が完了しましたので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助金の事業実績額 金 円

（内訳）

学 校 名	授業料補助額	施設費等 納付金補助額	入学金補助額	合 計
合 計 校	円	円	円	円

- 4 補助事業の実施期間
年 月～ 年 月
- 5 事業実績書（別紙1）

※ 補助事業の名称は、設置者で定める規程の名称を記載してください。

学 事 第 号

令和 年度埼玉県私立高等学校等
父母負担軽減事業補助金の額の確定通知書

学校法人

令和 年度埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金の額を、補助金等の交付
手続等に関する規則（昭和 4 0 年埼玉県規則第 1 5 号）第 1 4 条の規定に基づき、下記の
とおり確定します。

令和 年 月 日

埼玉県知事

記

交付決定額	円
確 定 額	円
返 納 額	円

別紙 3

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（５）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（６）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。